

《論 説》

EU 機能条約101条3項における 競争制限効果と非競争的利益の衡量

渡辺昭成

- 1 本稿の目的
- 2 EU機能条約101条3項における非競争的利益の考慮の必要性
- 3 EU機能条約101条3項における競争制限効果と雇用の促進の衡量
- 4 EU機能条約101条3項における競争制限効果と環境の改善の衡量
- 5 結語

1 本稿の目的

本稿の目的はEU機能条約101条3項において、競争制限効果を持つ行為に対する101条1項の適用を免除する理由として、雇用の促進、環境の改善といった非競争的利益がどのように考慮されているかということを明らかにすることにある。

EU機能条約101条1項は、その目的ないし効果として競争を妨害、制限ないし歪曲する協定および事業者団体の決定を禁止しているが、3項は、当該協定ないし決定が、①商品の生産ないし流通の改善に寄与する、または、技術ないし経済的発展の促進に寄与し（以下、第1要件）、②消費者に対しその結果として生ずる利益を公平に分配し（以下、第2要件）、③当事者に対しこれらの目的の達成に必要不可欠ではない制限を課さず（以下、第3要件）、④当事者に当該製品の実質的な部分に関し、競争を排除する可能性を与えるものではない場合には（以下、第4要件）、1項の適用を免除する旨を規定している。このように、3項において考慮される事項は、条文の上では、商品の生産ないし流通の改善に寄与する効果、ないし、技術ないし経済的発展といった経済的利益に限定され、雇用の促進、

環境の改善といった非競争的利益は考慮されない。しかし、実際には、これまでの3項の運用において、非競争的利益が考慮されている。理事会は、自ら特定の類型の行為につき1項の適用を免除する一括適用免除を規定するとともに、⁽¹⁾委員会に対し、特定の類型につき一括適用免除を規定する権限を与える⁽²⁾、それに基づき、委員会は種々の一括適用免除を規定しているが、これらにおいても、非競争的利益が考慮されている場面が存在する。

本稿では第一に、これらの非競争的利益自体につき101条3項においてこれを考慮すべきか否かということについて、委員会その他の見解を検討することとする。第二に、これまで101条3項の運用において、非競争的利益がどのように考慮されてきたかということを明らかにするために、雇用、環境といった利益が衡量の対象となった事件を検討することとする。第三に、本稿は、最終的には、独禁法2条6項に規定されている「公共の利益」概念、及び、競争制限効果との比較衡量を行う方法を明らかにすること向けたものにあるため、この問題に対するEU競争法からの示唆を提示することとする。なお、本稿では、検討の対象を水平的協定に限定するものとする。また、以下の条文番号は、EC条約施行時は当時のEC条約の条約番号、EU機能条約施行後はEU機能条約の条文番号で記すこととする。

2 EU機能条約101条3項における非競争的利益の考慮の必要性

EU機能条約101条3項において、非競争的利益を考慮の対象とするか否かということについては、様々な意見が存在している。

（1）101条3項における非競争的利益の考慮を否定する見解

①委員会

（ア）EC条約85条および86条の施行方法の近代化に関する白書⁽⁴⁾

EU 競争法の運用権限の各国裁判所、各国競争当局への委譲を行い、また、個別適用免除制度に関する事前の委員会による承認を不要とした2003年理事会規則⁽⁵⁾に先立ち公表された白書において、委員会は、これまでの85条3項の運用を見直すことを次のように公表している。

「85条1項の下での判断において、当該協定の有害な効果および有益な効果を含むよう85条の解釈を変更することを促進すべきだという意見が述べられることがある。また、この意見は、85条3項において定められた適用免除の適用場面は、競争政策と他の共同体の政策の合致が、競争上の分析の結果よりも優先される事例に限定されるとする。これは、ある意味で『合理の原則』に基づいて85条1項を解釈するということである。このような方法は、事業者に対して課されている通知義務を緩和するものである。なぜなら、彼らはネガティブクリアランスを得るために当該協定を通知する必要がなくなるからである。」

「委員会はすでにこのようなアプローチを一定の限度に置いて採用し、85条1項にもとで競争制限的な行為の競争促進的、反競争的な側面について判断を行ってきた。このようなアプローチは、司法裁判所によっても承認されている。しかし、85条の構造は、このようなアプローチがより利用されることを防ぐようにするものとなっている。なぜなら、より体系的な利用がなされ、競争制限的協定の競争促進的、反競争的な側面の分析が85条1項の下で行われる場合には、85条3項を捨て去ることとなるが、このような変更は条約の改正を通じて行われるべきである。また、85条3項を捨て去ることは、この条文が『合理の原則』のすべての要素を有しているとすれば、少なくとも不合理である。さらに危険なのは、競争法の近代化が、司法裁判所が支持するような政策決定行為の発展を基礎として行われる場合である。このようなアプローチは、近代化は、委員会が直面する事件次第だということになり、多くの年月を必要とする。最後に、この意見は、85条3項をその目的とは異なる方向に導くものである。なぜなら、85条3項は、競争制限行為の経済的評価に関する法的枠組みを提示し、政治

的な考慮を理由に競争法の適用を排除することを認めてはいないからである。」

このように、2003年理事会規則の制定以前から、委員会は、これまでの85条の運用を改め、85条の枠踏みの中では、1項において競争制限効果の有無に関する判断を行い、3項において、競争以外の概念を排除した上で、競争制限効果と競争促進効果の比較衡量を行うことを明らかにしている。

(イ) 水平的協定ガイドライン⁽⁶⁾

委員会は、水平的協定に対するEU運営条約101条の運用に関するガイドライン（以下、水平的協定ガイドライン）を2011年に新たに公表している。水平的協定ガイドラインは、3項の役割について、競争制限的目的ないし競争制限的効果を判断する際には、1項とともに3項を考慮する必要があり、競争制限効果と競争促進的効果の衡量は、3項の枠組みの中で行⁽⁷⁾われるとする。

この3項の枠組みの中で、いかなる利益がどのように衡量されるかということにつき、研究開発、生産協定、購入協定、商業化協定、標準化協定について章を設け、それぞれについて例を挙げて検討している。例えば研究開発協定については、補完的な能力や資産を組み合わせることにより、改良製品ないし新製品を生み出し、より迅速に技術を発展させ、かつ、市場化し、さらに技術革新をもたらす可能性があるとし、これらの実現が見込まれ、かつその他の要件を満たした場合には、3項に基づき1項の適用が免除されるとする。このように、水平的協定ガイドラインは、3項の第1要件に挙げられている「商品の生産ないし流通の改善に寄与する効果、ないし、技術ないし経済的発展」を「競争促進的効果」として見ており、当該協定な意思決定が、最終的に競争を促進することを適用免除の要件と見ている。

また、標準化協定につき、その章の中で、環境に関する標準化協定に関し、後述するCECED事件を題材としたと考えられる例を挙げ、合計で90%のシェアを占める複数の洗濯機メーカーが一定の環境基準以下の製品を

製造しないという協定を締結した場合には、1項で言う競争制限効果を持つ、製品の価格の引き上げ、第三者の生産量の間接的な減少をもたらす場合であっても、当該製品が技術的な発展、より多くの洗濯機の機能が利用されるという形での質的な効率性をもたらし、さらに、水、電力、石鹼の消費を減少させるという形で運転コストの低下をもたらすという購入者にとってもコストの効率性をもたらし、これが競争制限効果を上回るのであれば、⁽⁸⁾ 3項の第1要件を満たすとしている。このように、環境という非競争的利益についても、これが効率性という競争促進効果を実現するものとして見ることにより、競争制限効果との衡量を行っている。

ただし、このような検討は、本ガイドラインからのものである。改訂前の⁽⁹⁾ ガイドラインでは、環境に関する協定について章が設けられ、EC条約2条および174条に挙げられている目的を達成するものとして、また、EUの環境政策に合致するものとして、競争制限効果を上回る経済的利益を達成する場合には、第1要件が満たされるとしている。⁽¹⁰⁾ また、CECED事件を題材としたと考えられる例を挙げ、環境の改善への貢献がコストの上昇を上回り、さらに個々の購入者は、運転コストの低下によりコストの上昇を補てんすることが可能であることが予想されるために、これが正当化されるとしている。⁽¹¹⁾ このように、以前のガイドラインでは、環境に対する効果が直接的に競争制限効果と衡量され、第1要件に、環境に対する効果が読み込まれている。

このように、ガイドライン上では、非競争的利益の衡量に関し、考え方の変更が見られ、現行では、非競争的利益が問題となる場合にはそれを経済的利益に転換することができて初めて初めて、衡量の対象となることとされている。

(ウ) 81条3項ガイドライン⁽¹²⁾

EU委員会は、「81条3項の適用に関するガイドライン」（以下81条3項ガイドライン）を2004年に公表している。81条3項ガイドラインは、水平的協定ガイドラインと同様に、3項の役割について、81条において、競争

制限的目的ないし競争制限的効果を有する協定および決定について、競争促進効果を有するか、また、後者が競争制限効果を上回るかということを判断する必要があり、この衡量は3項の枠組みの中で行われるとする。ただし、このような衡量は、実際には1項においても3項においても行われており、それが明確に認識されているのが3項であるとする。また、3項が挙げる第1要件につき、効率性の実現が競争促進効果であるとし、それを競争制限効果と衡量するとしている。⁽¹³⁾

この3項の枠組みの中で、いかなる利益がどのように衡量されるかということにつき、条約上の他の条文により追求される目的は81条3項が挙げる4要件に包摂され得る場合に限り、考慮されるとしている。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾

このように81条3項ガイドラインは、現行水平的協定ガイドラインと同様の立場をとっている。

②その他の意見

これまでの81条3項の運用において非競争的利益は実際には、競争制限効果との衡量が行われてきたが、これについては否定的な意見がある。

ひとつは、EC条約2条に挙げられている事項を実現することを理由に、当事者が個別適用免除を主張することについて、①EC条約2条が公法であるのに対し、EC条約81条は私法であり、加盟国に条約が適用される場合には、様々な目的の間でバランスをとることが可能であるが、私法にこれを持ちこむことは許されず、②EC条約2条は、個人に対し、直接適用することはできず、81条のような他の条文を用いて間接的に、2条が課すると主張されるものと同様の権利および義務を課すことはできず、③81条が適用されない場合は、条文上、明確でなければならないとして、81条3項において、3項の第1要件に挙げられているもの以外を3項の解釈に取り入れることを否定するものである。⁽¹⁶⁾

また、競争法の適用の目的から、非競争的利益を考慮することに否定的な見解も存在する。これは、EC条約2条には、経済的繁栄や雇用の促進等、共同体が達成すべき目的として様々なものが挙げられているが、最終

目的は EU 市民の幸福の実現にあり、「競争」は、それを達成するための中間的な目的であり、この目的を達成するために競争が役立つと考えない限り、競争を保護する政策および法を持つ意味がないとするものである。また、競争法の適用を通じて、これらの目的を達成することを直接的に試みることは、競争という概念に矛盾しており、競争以外の概念を競争法に持ち込むことは、その適用が恣意的なもの、ないし、主観的なものになるおそれがあるとする。⁽¹⁷⁾

（2）101条 3 項における非競争的利益の考慮を肯定する見解

上記のような意見に対し、① 3 項が、消費者利益を伴う販売に関する正当性や「技術的ないし経済的発展」という文言により産業政策を包含するという形で非経済的価値を包含しているため、3 項を「効率性による書き換え」を行うことは困難であり、② 委員会は、これまで、101条を純粋に効率性を基礎として解釈するとしながらも、他の要因が、当該行為の評価に影響を与える得るとしており、③ 条約それ自身が、「横断的条項」を条約に取り入れることにより、公共政策的考慮を注入することを強制し、これらの条項は、共同体の政策を実行する際に、他の領域での効果を考慮に入れなければならないとしており、したがって、101条の審査対象となる協定がいかに他の共同体の目的に影響を与えるかということを考えることは合法であるとする意見がある。⁽¹⁸⁾

（3）小 括

EU 機能条約101条の運用においては、上記の意見から、次のことを言うことができる。第一に、101条 1 項と 3 項の関係である。これまでの101条の運用の中では、競争制限効果と競争促進効果、非競争的利益の間の衡量が、1 項と 3 項、双方の中で行われてきたが、近年は、101条の条文を厳格に解釈することにより、1 項において競争制限効果の有無を判断し、3 項においてその他の利益との間の比較衡量を行う意向が委員会に見られ

るということである。第二に、比較衡量の対象となる利益について、以前は、条約の他の条文との関係から、非競争的利益もその考慮事項に入れて判断がなされていたが、委員会は今後、そのような判断は行わず、非競争的と考えらえる利益が101条3項の第1要件に挙げられている利益に言いかえをすることができる場合にのみ、考慮事項とする意向が見られるということである。これは、特に法的安定性の実現の要請から、このような意向が示されたものであろう。しかし、リスボン条約成立後においても、条文横断的条文、例えばEU機能条約11条では環境保護について、なおEUの政策および措置の決定および実施に際して、その考慮が組み込まれなければならないとしていることから、このような委員会の意向が正当なものとの認められるか否かは不明である。第三に、3項の第1要件につき、ここに挙げられている利益は、「効率性」と読み替えられ、さらに、これが競争制限効果と衡量される競争促進効果とされることである。当該協定の競争制限効果による価格の上昇、生産量の減少、生産される商品の種類の減少が生ずる場合に、当該協定が、第1要件に挙げられているものを実現する場合には、それらの「効率性」が実現され、競争促進効果を持つとする。しかし、これらの経済的利益を「効率性」と読み替えること、さらにはそれを競争促進効果として、競争制限効果と比較することには、条文上、また、解釈上、比較対象物の性質の違いから、比較は困難であり、また、どこまでが第1要件に該当するものとみなされる利益なのかということが不明である。

3 EU機能条約101条3項における競争制限効果と雇用の促進の衡量

以下では、EU機能条約101条3項の運用において、雇用の促進がその決定、判決の過程において考慮された事例を検討する。以下で検討するMetro事件は、水平的協定に関するものではなく、選択的流通制度に関

するものであるが、雇用の促進が考慮された前例とされているため、取り上げることとする。

(1) Metro 事件⁽¹⁹⁾

①事実の概要

本件は、26の競争者が存在するドイツにおけるテレビ等の娯楽用電気製品市場において5ないし10%のシェアを有する Saba（以下、A）が採用した選択的流通システムに関し、委員会が付与した適用免除につき、異議が申し立てられた事件である。

X は、“carry and cash” と呼ばれる、購入者が、商品が陳列されている販売エリアにおいて、自らその商品を運搬し、現金により支払いを行い、その結果として、低価格で商品を販売している卸売業者である。X は、A に対し、A が販売する商品の卸売業者としての地位を得られるよう交渉したが、A は、自らが要求する様々な条件に X が合意していないとして、これを拒絶した。その条件とは、(ア) 卸売業者が A の商品を販売する相手である再販売業者が、A が承認した者であること、またその供給数がいくつであるかということを個別に点検すること、(イ) 学校、病院、軍事施設等の大規模「組織的」消費者とされる者に対して販売を行わないこと、(ウ) “trade customer” とされる自ら取引を行っている、ないし、自らの事業において専門的な目的においてそれを利用する消費者に対して販売を行うこと、(エ) 「協力協定」に署名することにより A が構築する販売網の開発に参加すること等であった。X は、本件において主に、これらの条件につき、競争を制限するものであり、目的を達成するために必要不可欠な競争制限であるとは言えないため、EC 条約85条 3 項に挙げられている各要件を満たさないと主張した。

②判旨の概要

選択的流通制度は、再販売業者が、再販売業者やその販売員の技術的な質、取引される場所の適切性といった客観的な基準に基づき選択され、このような条件が統一してすべての再販売業者に対して課されている場合には、

他の要因とともに、85条1項が規定する競争をもたらす。また、このような販売条件が課されている場合には、価格競争が排他的ないし主要な要素としては力点を与えない。これが特に当てはまるのは、本件のように、販売網が販売網への参加が適切な商品の販売において必要なものを超えている条件下にある場合である。また、85条3項の下で委員会に与えられた権限は、有効な競争を維持するために必要なものが、他の性質を持つ様々な目的を確保することと調和する可能性があることを証明しており、結果として、一定の競争の制限は、仮にそれらの目的の達成のために必要不可欠であり、共同市場の重要な部分の競争を排除しないのであれば、許容されるとということを証明している。本件のような専門的な卸売業者および小売業者にとって、一定の価格を維持するという望みは、一般消費者の利益として、異なった競争上の政策に基づいた卸売業者の新たな販売方法に関係して販売チャンネルを維持することを可能とする望みに対応するものであり、必ずしも85条1項において禁止されるものに該当せず、また、たとえ該当するとしても85条3項の枠組みの中で考慮されることとなる。

本件における、85条3項の適用については、以下のように見ることができる。

(ア) の条件を課す目的は、A が、自らが販売する商品の再販売において、技術的な質、販売員の専門的知識、A の販売網の構築への参加、および、販売される場所の適切性を確保することである。このような選択的流通制度の維持を有効なものとするためには、卸売業者に対し、販売先を厳格に点検することは、目的を実現するために当然に伴うものである。

(イ) の条件は、卸売業者に販売上の不当な利益を与えないためのものであり、単に卸売業者と小売業者の分離に対応するものであるため、競争制限効果を発生させない。(ウ) の条件もまた、同様である。

(エ) の条件は、第一にその売上高の過半がラジオ、テレビ、テープレコーダー等の電気製品である専門店であり、第二に A の販売網の構築および強化に参加し、第三に A のサービスの提供システムに参加、特に消

費者に対し適切かつ技術的なサービスを提供することができる販売員を確保し、第四に A との協力協定に署名し、第五にその販売地域に関連する販売に関する協定を順守することから成る。X は、第一、第二、第四の内容が、85条1項がいうところの競争を制限するものであり、85条3項に規定される要件を満たさないと主張している。

第一の内容は、適切な販売条件もとの製品の販売を保証するためのものであり、85条1項が言うところの競争を制限するものではない。しかし、売上高に関する基準を設けることは、選択的流通制度に内在する質的な基準に関する要求を超えるものである。しかし、これは後述する第四の内容と関連するものであり、以下で考慮されることとなる。

第二の内容、および、A が適切と考える売上の達成、6ヶ月間の継続的な供給契約、および在庫数の確保、A による卸売業者が提供した保証サービスの提供及びその修理部品の供給に対する補償からなる第四の内容は、選択的流通システムにおいて課される通常の義務を超すものである。これらの義務は、これを果たせない、ないし、果たす意思のない事業者を排除することとなるため、競争制限効果を発生させる。ただし、第二の内容は実質的には、第四の内容と関連しているため、第四の要件である協力協定が85条3項の各要件を満たすか否かが問題となる。

このような協力協定は、卸売業者の一定の売上の達成の程度に応じて A がリベートを支払うものであるが、市場の確実な成長を考慮した6ヶ月の継続的な供給は、商品の安定的な供給を実現し、かつ、商品を市場の要求の変化に適合させることを可能とする一定の柔軟性を実現することとなり、生産者、卸売業者、および、卸売業者から供給を受けた者の利益を実現する。また、卸売業者が保証サービスを提供し、必要な修理用部品を供給することに対し、A がその費用を補償することによっても、販売上の改善がなされる。さらに、一定の合理的な期間の供給予測が可能となることは、一般的な生産条件を改善し、雇用の点においても安定をもたらす要素となる。このような要素は特に、市場の条件が好ましい状態ない場合

合には、85条3項の下で追及される目的の枠組みの中に入るものである。

また、このような一定期間の継続性がなければ生産者と卸売業者の間の関係は、一時的なものとなり、改善された供給を保証する他の義務を課すことを可能とする安定性を実現することは不可能であり、目的の達成のために必要不可欠である。

さらに、小売業者に対する継続的な商品の供給、および、幅広い商品の供給は一般消費者の利益を守るのであり、また、現在の競争的な市場の状況においては、生産及び販売の合理化から生ずる利益を消費者に分配することとなる。

最後に、上記から、Aによって課された条件は、self-serviceの卸売業者にとって、特段の不便なく、満たすことができるものであり、当該製品の重要な部分における競争を制限する可能性はない。

③判旨の検討

本件は、雇用の問題を現行101条3項の枠組みの中で、初めて考慮した事例とされる。しかし、雇用の安定に関し、単にそれが一般的な生産条件の改善、本件では安定的な生産がなされることが、雇用の安定をもたらし、それが101条3項の枠組みの中で考慮されるとするのみであり、これが第1要件の中でどのように考慮されるべきなのかということについて明確な言及はない。しかし、本件は、競争者間の事業譲渡が問題となつた⁽²⁰⁾Remia事件においても、101条3項の枠組みの中で雇用問題を考慮すべきだとする理由として、先例として挙げられている。

（2）Synthetic Fibres事件⁽²¹⁾

①事実の概要

本件は、EU合成繊維販売市場において、合計で70%のシェアを有する各国に所在する9社（以下、X1等）が、需要に対して過剰となっている生産設備を共同で廃棄する協定につき、85条3項に基づく個別適用免除の付与がなされた事件である。

協定の対象となった合成繊維は、6種類であり、これらは、生産者が、臨機応変に生産を他に転換することが可能である。これらの繊維は、他の素材を原材料とする繊維とともに利用されるものであるが、その価格によっては代替可能なものである。現在、協定の対象となっている合成繊維は共同体の織物用繊維の中で、約50%を占めている。また、これらの繊維を生産する者は、協定参加者以外にも多数存在し、また、アメリカ等の輸入品も存在する。

X 1等は、ヨーロッパにおける需要と供給の不均衡および輸入品の増大により、困難に直面しており、1972年に委員会に対して、現在および将来の過剰生産能力を削減することを目的とした投資に関する協力および生産合理化を内容とする協定に関し、適用免除の付与を申し出たが、委員会はこれを認めず、X 1等は、最終的にはこれを放棄した。しかし、生産能力が必要に対し過剰である状態は1975年の時点でも変わらず、1977年には設備稼働率が70%にまで落ち込んだ。そのためX 1等は、1978年に新たに、約13%の生産能力の削減と合理的な設備稼働率の回復を内容とする協定を締結することに合意した。しかし、当該協定に関し、委員会は、その内容に生産・販売量に関する制限が含まれていることを理由として、個別適用免除の付与を拒否した。そのため、X 1等は、暫定的に1977年時点よりも平均して20%の生産能力の削減を行うこととした。しかし、1982年から85年の間の需要予測から、需要の拡大は見込めないとの結論にX 1等は達した。そのため、X 1等は、1982年に生産能力の削減を実行するとの合意に達した。その協定内容は、稼働率を最低でも85%とし、それを達成するよう、1985年までに生産能力を削減するというものであった。X 1等は、この目的を達成するために各自で計画を策定し、その詳細を第三者機関に提出し、専門家による承認を得る必要があった。また、X 1等は、可能な限り、そのリストラの過程において解雇される労働者を再教育および再雇用することが求められ、かつ、個々の国における法的ないし契約上の義務を遵守することが求められた。X 1等は、この協定により設定された目標

を達成できない場合には、罰金が課せられることとなった。

②決定の概要

当該協定は、その目的および効果において、共通市場内の競争を制限するものである。なぜなら、X1等は、当該協定により設備の削減を行い、その生産規模、ひいては投資を制限するものであるためである。さらに、X1等は、当該協定の失効時までに、設備の削減を行うことを主張している。

しかし、以下にみるように、当該協定は85条3項に挙げられている各要件を満たす。

(ア) 第1要件

より経済的な水準で生産設備を稼働させるためにその生産能力を削減することは、自由市場経済においては、各事業者が行うべきものである。しかし、現状で、市場の力により、X1等は、長期的に有効な競争的構造を再構築し、維持するために必要な生産能力の削減を行うことができない状態にある。そのために、X1等は、限定された期間で集合的に必要な構造的補正を行うのである。競争者がこれに合意し、また、新しい生産設備を導入しないという約束がないかぎり、X1等は能力の削減を行うことはできない。また、X1等は、これにより、過剰設備を維持する費用を負担せずに済むこととなり、また、利益率が低い、ないし、競争力がない設備を閉鎖することにより、特定の強みを持つ機会を持つこととなる。これにより、X1等は、より品質の良い製品を展開することとなり、不利益な活動から生ずる資本および労働コストを削減することが可能となる。最終的な結果として、X1等は利益率が高まり、また競争力を回復することとなり、合成繊維産業全体の損失を免れることができる。また、共同した設備の廃棄により、整理解雇される労働者の再教育および再雇用の適切な方策を作り上げることにより、リストラに伴う社会的な影響を緩和することが容易となることが予想される。

したがって、当該協定は、生産の改善、および、技術ないし経済の発展

に寄与するものである。

（イ）第2要件

本件において、消費者は、生産の改善により利益を享受できる立場にある。なぜなら、短期的には当事者間の競争による利益を享受することが可能であり、長期的には合成繊維産業はより健全で、より競争的なものとなり、かつ、より良い製品を提供することとなるためである。当該協定はまた、生産能力の淘汰により、その維持に費用が必要な活用されていない時代遅れの設備を廃棄することとなる。当該協定の実施後も、数多くの生産者が存在し続けるのであり、選択の幅は保障され、かつ、各国の市場に置いて独占状態が発生する危険性も除去される。また、合成繊維の需要者による価格圧力にもさらされていることから、価格の上昇の見込みは存在しない。

（ウ）第3要件

当該協定は、過剰生産能力の削減に関係するのみであり、当事者は、生産および販売の決定に関し、自由を維持する。そのような可能性のある条項は削除されている。また、当該協定は失効する1985年末まで維持されるが、このような制限は、X1等はその生産能力を拡大しないという義務を果たすために必要である。さらに、罰金のシステムは、当事者がその時間的制限を遵守するために必要なものである。最後に、生産設備の規模の制限は、達成するとされている目的を達成するためには必要不可欠なものである。

（エ）第4要件

X1等は、当該製品の唯一の供給者ではなく、他に数多くの生産者が存在し、競争上強い地位を有している。また、協定の対象となっている商品は、自然素材の繊維やセルロースと競争関係にあり、これらは一定程度、代替可能性を有する。さらに、当該協定は期間は1985年末までであり、かつ、商業的な行動においてまで協力することは含まれていない。

③決定の検討

雇用の問題につき、決定は第1要件でこれを検討し、第1要件として挙げられている生産の改善、および、技術ないし経済の発展に寄与に直接的に関係する品質の改善、コストの削減といったものと並列的に述べている。本決定では、雇用の問題は、直接的に生産の改善等にどのように関係するか、また、どのように考慮されているかということは明確ではない。しかし、雇用の問題が第1要件として考慮されることには明らかである。

(3) Ford Volkswagen 事件⁽²²⁾

①事実の概要

本件は、EU 乗用車市場において11.6%のシェアを有する Ford（以下、X1）と15.5%のシェアを有する Volkswagen（以下、X2）との間で締結された、多目的車（以下、MPV）の開発および生産を行うためにポルトガルに共同出資して新会社を設立する協定につき、85条3項に基づく個別適用免除の付与がなされた事件である。

新会社は、ポルトガルの未造成地域に建設され、1995年から少なくとも10年間にわたり継続することが計画されている。そこで生産される製品の開発は、主に X2 により行われ、X1 は生産および工場設立工事に従事する。双方がこの工場にエンジンおよび変速機を供給し、その他の部品は他の供給者から調達する予定である。

X1、X2 は、互いが販売する MPV につき、そのブランドイメージを確保し、エンジン、デザインについてその仕様を差別化することに合意している。また、両者は、新会社から固定された数量の MPV を購入することにも合意している。さらに、両者は、自らの販売網を利用した MPV の販売およびその標章の使用につき独立して行うこととしている。

MPV は、3列仕様で7人を定員とする、ないし、5人を定員とし、荷物のための空間を広くとった自動車であり、また、第2列、第3列が取り外し可能であることから一般の自動車に比べ、快適な空間を提供するものとされ、さらにそのデザインの差異等から、伝統的な5ドアの乗用車、ラ

イトバン、商用車とは区別された市場を形成するとされている。EU の MPV 市場では、Renault が54.7%、Chrysler が15.6%、三菱が12%のシェアを有し、X 1 は 1 %未満であり、X 2 は MPV に相当するものは販売していない。

なお、ポルトガル政府は、この新会社の設立にあたり、経済的な援助を行う用意があることを通知している。

②決定の概要

X 1 、 X 2 ともヨーロッパおよび世界で重要な競争者であり、双方が多彩な自動車を販売しており、その資金力、技術力、研究能力から、両者とも独自に MPV を生産する能力を持つ。当該協定は、新モデルの開発をその目的としているが、それは自動車産業において重要な競争の要素であり、市場での成功の鍵となるものである。したがって、このような活動を制限する可能性のある競争者間の協定は、いかなるものであっても競争を重大に制限するものとみなされる。

しかし、以下にみるように、当該協定は85条 3 項に挙げられている各要件を満たす。

(ア) 第 1 要件

当該協定に基づく協力関係により、共同体において差別化された仕様で別々に販売され、ヨーロッパの顧客の要求に合致するデザインの先進的な自動車を販売することが可能となる。両者は、自動車のオートメーションや研究開発の分野において広範なノウハウを有し、互いにその技術資源、専門知識を補完することが可能となり、その結果、製品の開発および生産の合理化を通じて、商品の生産における改善を達成することができる。また、建設予定地に隣接した地域に建設される工業地域が、部品の供給者等に当該新会社への直接的なアクセスを提供することから、より効率的な Just-in-time での供給が可能となり、日本のカンバン方式よりもよい結果を達成することが可能である。また、共同生産により、共同体における生産に関する技術的進歩が継続的に可能となり、競争者と匹敵する MPV

の新基準を作りあげることができる。さらには、環境への配慮という面でも改善がなされ、最終的には有害物質の排出量が削減されるか、または完全になくなる可能性があり、かつ、リサイクル可能性も高まることが予想される。

（イ）第2要件

ヨーロッパの消費者は、当該協定より直接的に利益を享受することができる。なぜなら、当該協定の結果、主にその洗練された生産技術および規模の経済性から、消費者は高品質かつ合理的な価格の MPV を購入することが可能であるためである。また、X 1、X 2 とも、他社がその市場を拡大しつつある MPV 市場に参入することにより、当該市場での競争が激しいものとなるために、その利益を消費者に提供しなければならないであろう。

（ウ）第3要件

当該協定は、当事者が、競争的に高品質かつヨーロッパの顧客の特別なニーズに応える MPV を提供することを可能とし、単独ではなしえない早さおよび効率性のもとで、利益をあげ得るようになる。X 1 は、生産設備の建設技術に優れたものを提供することが可能であり、他方で、X 2 は生産技術を有するものを提供することが可能であり、両者がこれを集中させることにより、効率的な作業が可能となる。また、両者とも現在では想定されている計画と同規模のものを単独で実行する能力は有せず、かつ、MPV 市場で利益を上げ得る販売水準は年間11万台とされているが、両者が単独で投資可能な資金からは 8 万台から 9 万台の販売に留まる。このような背景から、ヨーロッパの顧客のニーズに合致しない X 1 が現在販売しているモデルや X 2 が現在販売している商用車ベースのものや現在販売されている他のモデルを MPV に転換するのみでは、MPV 市場への参入を成功させることは、不可能である。したがって、当該協定による競争制限は、この共同生産にとって必要不可欠である。

また、本件の分析にあたり、委員会は、当該計画がポルトガルへのこれ

まで最大の外国資本による投資となることにも注目している。中でも、この計画により、約5000の雇用が創出され、間接的には1万の雇用が創出される。したがって、共同体の調和のとれた発展の促進に貢献することとなり、かつ、EC 条約の基本的な目的のひとつである地域格差の是正に貢献することとなる。さらには自動車産業という共同体にとって重要な産業を通じ、ポルトガルをより共同体と密接な関係とすることにより、共同体の統合を促進するものである。ただ、85条 3 項に挙げられている要件を満たさないのであれば、このような理由はただそれのみでは、適用免除を付与することとはならないが、委員会が考慮する要素の一つである。

（ウ）第 4 要件

両者による協定は、MPV 市場の競争を排除することとはならない。当該市場では、Renault が圧倒的な地位を占めていることから、当該協定は、この分野において選択肢を提供することにより競争を促進し、MPV 市場をよりバランスのとれた市場構造とすることとなる。また、今後 5 年から 10 年の間、日本の生産者による参入も伴い、価格や品質に関する競争を促進することともなる。委員会は、当該協定により X 1、X 2 が事実上、同価格で MPV を新会社から購入することとなるが、製品差別化および純利益率の違いから、両者の間の競争は存在するものと考える。

③決定の検討

本件では、雇用への貢献につき、第 3 要件に付加する形で、これを検討の対象とすることを述べている。決定からは、この雇用という問題が、第 3 要件とどのような関係性を持つかということは明らかではない。しかし、雇用への貢献、その他 EC 条約の目的の達成への貢献という点は、ただそれだけでは適用免除を付与する理由とはならないが、委員会が85条 3 項の適用免除の付与にあたって考慮することは明言されている。

しかし、これについて、このように「雇用」等の「例外的な状況」を委員会は「必要以上に考慮に入れている」との非難がなされており、その重要性は否定されている。また、本件における雇用への貢献に関する考慮に

つき、「問題の社会的側面に対して与えられた曖昧な関連性／非関連性が存在する」と評価するものもある。⁽²⁴⁾

(4) Stichting Baskeen 事件⁽²⁵⁾

①事実の概要

本件は、オランダのレンガ生産業界において、在庫量を減少させ、需要と供給のバランスをとるために締結された生産設備の廃棄協定につき、85条3項に基づく個別適用免除の付与がなされた事件である。

オランダのレンガ生産は、その販売量に比べ、生産能力が過大であり、今後、需要の増大も見込めず、かつ、在庫量は1991年時点でその販売量の約32%に達しており、その適切な在庫量が20%から22%であると考えられることから、その削減が急がれ、また、生産設備の稼働割合を高めない限り、利益が生じない状態にあった。そのため、オランダに存在する約25のレンガ生産者のうち7社が加盟する業界団体であるStichting Baskeenを通じて、この25社のうちの16社が、今後、5年の間、(ア)二つ以上の窯を持つ4社の生産設備を一部廃棄し、(イ)廃棄される設備において今後30年間生産を行わず、(ウ)廃棄設備を今後30年間、オランダ国境から500キロ以内の生産能力を拡大させる見込みのある生産者には販売せず、かつ、その地域以外の場合であっても生産能力を増大させないという義務付けを行い、(エ)(ア)の義務に従わない場合には罰金を徴収し、かつ、第三者機関に確認を行わせ、(オ)16社が資金を拠出することを内容とする協定を締結した。この計画について、労働組合との間でも交渉が行われ、このリストラ計画を実行するに当たり、可能な限り、かつ、オランダにおける法的ないし契約上の義務に従って、被用者の再配置が行われることで合意した。

②委員会決定の要旨

当該協定は、その目的および効果において、共同市場の競争を制限するものである。なぜなら、当該協定の主な目的は、生産設備の廃棄および在

庫量の削減にあり、かつ、この計画は義務に従わなかった者への罰金制度、補償ファンドによる資金援助を背景とした生産設備の閉鎖、および、生産能力の削減から成り立っているためである。レンガ市場は、構造的にはその価格の安さから広範囲での移動が行われないことから、一地域で構成される市場であるが、オランダで生産されたレンガはドイツ、ベルギー、イギリスに輸出されており、また、逆に輸入も行われていることから、加盟国間の通商に影響を与える。

しかし、当該協定は、85条 3 項に挙げられている各要件を満たす。

(ア) 第 1 要件

生産設備の廃棄は、余剰の生産能力を維持する財政的負担をなくし、生産設備の稼働率を高め、生産が将来的にはより近代的な生産設備により行われることにより、コストの大部分を占める固定費用が削減され、利益性が固まり、かつ、通常の競争状態に戻ることにより、また加えて、協調的な生産設備の廃棄により、人員の再配置を含む社会的に受け入れ可能な条件でリストラが行われることにより、生産の改善に寄与し、かつ、技術ないし経済的発展を促進する。

(イ) 第 2 要件

長期的には、競争的な供給を行う健全な産業から供給を受けること、短期的には当事者間の継続的な競争の利益を享受することから、消費者はその結果として生ずる利益を公平に分配される。資金援助を伴う生産設備の廃棄は、短期的には価格の高騰を招く危険性があるが、本件では在庫を管理する費用が削減されるため、その危険性は相殺される。

(ウ) 第 3 要件

当該協定は余剰の生産設備の廃棄にのみ関係するものであり、生産、価格設定、販売条件等に関する当事者の自由は残されており、また、補償ファンドは構造的な過剰能力を削減するための動機づけとなり、かつ、過剰能力の削減を不可逆的なものとするために、必要不可欠である。

(エ) 第 4 要件

価格その他の条件において、当事者は競争を継続し、当事者以外の者との間の競争は確保され、また、他の建設材料との間には競争関係が存在しつつ、5年という時間的な制限も存在することから、当事者に競争を排除する可能性を与えない。

③決定の検討

本件では、第1要件における考慮において、雇用の問題は、付加的に述べられているのみである。主には生産設備の削減が生産の改善に寄与することが第1要件を満たす根拠とされている。しかし、雇用への配慮ということが第1要件を満たす根拠とされていることは確かである。

(5) Brentjens 事件⁽²⁶⁾

①事実の概要

本件は、建設材を卸売する事業者およびその被用者が設立し、その業界に属するすべての事業者が加入を強制される年金組合への保険金の支払いを拒絶した事業者が、当該基金への強制的な加入はEC条約に反しているとオランダのKanton裁判所において主張し、それに基づき当裁判所が先行判決を求めた事件である。

オランダの年金システムは、第一に基礎年金制度が存在し、これは、賃金の多寡にかかわらず年金を受け取ることができる制度であり、その加入は全国民に制定法により義務付けられている。第二に、雇用、ないし、自営的な活動を背景とする補助年金制度が存在し、これは通常、経済の一部門を包摂する形で集団的な枠組みの中で運営され、これには例えば産業別年金基金に対する強制加入に関する1949年3月17日法（以下、BPW）に基づくものがある。第三に任意に個人年金ないし生命保険を契約するものが存在する。BPWに関するガイドラインには、産業別年金への加入に関する義務免除が記されており、当産業に属する労働者が、法に基づく企業年金基金、他の産業別基金、ないし保険提供者による保護のもとにあり、これに基づく権利が少なくとも当産業別基金の元で獲得されるものと同等

であり、その権利が保護されており、国により合理的とされる補償が、当基金が被る損害に対して提供される場合には、加入義務に基づく保険金支払要求の6ヶ月前までに申請を行うことにより、義務免除が認められる。これに対する不服申し立ては、行政機関である保険評議会により審査される。

Y 基金は、1958年に BPW に基づき設立されていた。X は、1963年に事業を開始し、1968年より被用者を対象とした年金システムを生命保険会社とともに設立しており、Y 基金に加入していなかった。1990年に Y 基金は X の存在を認識し、X は Y 基金に加入した。1994年、X は生命保険会社とともに設立した基金によるものが、Y 基金によるものよりも優れたものであるとの見解から、Y 基金への強制加入の免除を申請した。しかし、Y 基金はこの申請を拒絶したため、X は保険評議会に不服を申し立てたが、拒絶された。その後、Y 基金は3回にわたり、1990年以降の保険料の支払いを求めたが、X は、これを拒否し、Kanton 裁判所に提訴を行い、また、生命保険会社とともに国による EC 条約違反を委員会に申し立てた。

これに基づき、Kanton 裁判所は、次の問題等について、司法裁判所に先行判決を求めた。

(ア) EC 条約85条は、特定の産業内における雇用者と被用者の代表者が、当該産業のすべての労働者が原則として強制的に加入し、集められた基金を管理する唯一の権利を持つこととなる当産業全体のために設立される年金基金に関する協定に適用されるか。

(イ) 当局が、単一の産業別年金への加入を、当該産業内の事業者に強制した場合、EC 条約3条(g)、5条、85条に違反することとなるか。

②判 旨

(ア) オランダの裁判所が判断を求めている内容は、ある産業の雇用者と被用者を代表する機関が、その集団的協定として、補助的な年金の枠組みを管理する責任を持つ唯一の基金を設立し、当局に対し、当該基金への

加入を強制的なものとすることを要求することが、85条に違反するか否かということである。このような協定は、第一に、当該産業において事業を行う事業者が、他の保険提供者が管理する年金の枠組みに参加する可能性を奪い、第二に当該協定が、年金保険市場の実質的な部分から、保険提供者を排除することにより、競争を制限する。また、当該協定の競争への影響は、オランダの建設材料産業全体に及ぶため、「感知可能」である。さらに、当該協定は、国境を越えたビジネスに関わるものであり、他国において設立された保険提供者からオランダにおける年金事業に関わる機会を奪うものであるため、加盟国間の通商に影響を与える。

EC条約3条(g)および(i)(改正後の(g)および(j))には、共同体の活動が域内市場の競争が妨げられないことを確保するのみではなく、社会的領域の政策をも確保するシステムを含むことが明記されている。また、2条は、共同体の固有の任務として、共同体内の経済活動の調和および均衡のとれた発展を促進することを挙げている。さらに、これに関連し、118条(改正後の137条)は、社会的領域、特に雇用者と被用者の間の連携および集団的交渉の権利に関し、加盟国間の緊密な協力、経営者と労働者の間の対話を委員会が促進するとしている。加えて、1992年に採択された⁽²⁷⁾合意においては、共同体および各加盟国が追及すべき目的には、継続的な高い雇用水準と排斥の根絶の視点を持ち、生活および労働条件、適切な社会的保護、経営者と労働者の間の対話、人的資源の発展を改善することが含まれるとされ、共同体レベルでの経営者と労働者の間の対話は、両者が望む場合には、協定を含む建設的な関係を導き、それは経営者と労働者と加盟国の間に特有の手続および行為に従って実行され、合意がある場合には委員会の提案に基づき理事会により実行される。

一定の競争制限が、雇用者と被用者を代表する機関の間の集団的協定に内在するのは疑いがないが、このような合意に基づき追求される社会政策は、経営者と労働者が共同して労働および雇用条件を改善する方策を採択した場合に85条1項が適用されるとすれば、深刻な悪影響を与えることと

なる。

したがって、効果的かつ統一的な条約全体としての解釈から、経営者と労働者の間での集団的交渉を背景として締結された協定は、その性質および目的から、85条1項の適用の対象外とみなさなければならない。本件協定は、集団的協定の形式の中で締結されたものであり、雇用者と被用者を代表する組織間での集団的交渉の結果である。また、その目的に関する限り、当該協定は、その加入が強制的である年金基金により管理する補助的な年金枠組みを設立し、すべての労働者に一定の年金を保証することを追及するものであり、直接的に報酬という労働条件を改善することとなる。

したがって、本件協定は、85条1項の適用対象外である。

(イ) X の主張では、雇用者と被用者に向けた法的枠組みを創造し、それら双方からの要求に同意し、産業年金基金への参加を強制することにより、当局は、当該産業において事業活動を行う事業者間の協定の実行およびその運営に賛成し、かつ、実行していることが85条に違反し、ひいては3条(g)、5条に違反するということである。85条および5条は、加盟国に対し、事業者に対し適用される競争法を効果的ではないものとすることをそれが立法であろうと規則であろうと強制的な方法で導入ないし維持しないようにすることを求めている。

しかし、年金基金への加入を強制するという当局に対する雇用者と被用者を代表する機関によりなされた要求は、数多くの国内法のもとでの法的枠組みの一部であり、社会的領域における規制権限行使することを意図したものである。本件協定は、85条1項の適用範囲外であるため、加盟国は自由に当該協定の当事者ではない者に対し、それを強制することができる。また、社会的政策に基づく当該協定は、共同体レベルにおいて、経営者と労働者がその社会的合意の実行を共同して理事会に求めることができるとしている。

したがって、このような年金基金への参加を強制するという当局の決定は、85条に反する協定、決定ないし協調的行為の採用を要求する、ないし、

支持するものとは見なされない。そのため、当局が、単一の産業別年金への加入を、当該産業内の事業者に強制しても、EC条約3条(g)、5条、85条に違反しない。

③判旨の検討

本件は、雇用者と被用者の間の協定に基づき設立された産業別年金基金への当該産業に属する事業者への加入強制およびその合意に基づく、年金事業分野における民間保険会社に対する共同ボイコットが問題となったものである。本件では、年金基金の設立という労働条件の改善をもたらす行為につき、EC条約85条3項の枠組みの中ではなく、85条1項の適用対象となるか否かという点において、判断がなされており、他の決定および判決と判断枠組みを異にしている。

また、本件では、85条のみではなく、共同体の目的を定める2条、その活動の目的を定める3条、雇用問題に関する構成国の活動を支援することを定める137条を考慮し、これらの条文を総合的に考慮することにより、雇用条件の改善を目的およびその効果とする労使間の協定に対し、85条1項が適用されないとした点が注目される。

(6) 小括

EU機能条約101条において、競争阻害目的および効果を有する協定等に対する正当化自由としての雇用の問題の考慮に関する問題は、三つあるようと思われる。第一は、雇用の問題をそもそも考慮の対象とするかということである。第二は、雇用に対する効果を有する協定を101条1項の枠外におくか、101条1項に該当するものとして3項による適用免除の場面において考慮するかということである。第三は、101条3項における適用免除の場面において考慮するとした場合にこれを101条3項の枠内でいかに考慮するかということである。

第一の問題につき、「雇用の安定をもたらす効果は、生産を改善するために関連性がある。なぜなら、需要が不安定である場合には、ある時点に

においては事業者を人員削減にはしらせ、ある時点においては増員にはしらせ、これは、それにより直接発生する費用、教育費用、価値のある能力の損失というコストをもたらすためである。協定による雇用の安定という効果は、費用の削減および他の効率的性による利益と言い換えることが可能である」として、積極的に雇用問題を101条の枠組みの中で考慮すべきであると主張するものがある。⁽²⁸⁾しかし、上記 Ford Volkswagen 事件判決ではこのような考え方は否定され、また、水平的協定ガイドラインでは、非競争的利益の衡量に関し、非競争的利益が問題となる場合にはそれを経済的利益に転換することができて初めて、衡量の対象となることとされている。現時点で、今後、委員会および裁判所が雇用問題を考慮するか否かは不明であるが、雇用条件の改善がすべて一般的に考慮されるということではなく、それが直接的に101条3項(a)に挙げられている利益をもたらさない限り、考慮される可能性は低いであろう。

第二の問題につき、Brentjens 事件においてのみ、雇用条件の改善をもたらす協定につき、101条1項の適用対象外とされている。この判決の射程範囲につき、「労働条件の改善を目的とする集団的協定に限定される」という考え方と「社会的領域におけるすべての政策に関し、それに貢献する協定であれば81条の適用対象外とされる可能性があると読むこともできる」とする考え方の双方が成り立つとされている。Brentjens 事件において、当該協定を81条の枠外におく理由として、EC 条約の各条項を上げ、それらを総合的に、統一的に考慮すると経営者と労働者が共同して労働および雇用条件を改善する方策に対し81条の適用がある場合にはその効果が損なわれることが挙げられているが、EU 条約、EU 機能条約においても、雇用条件の改善は共同体の任務とされており、本判決の射程範囲は少なくとも労働条件の改善を目的とする集団的協定に対しては及ぶこととなろう。

第三の問題につき、Metro 事件判決ではその考慮について漠然と述べられ、Synthetic Fibres 事件決定では、第1要件として挙げられている生産の改善、および、技術ないし経済の発展に寄与に直接的に関係する品

質の改善、コストの削減といったものと並列的に述べられ、Ford Volkswagen 事件決定では、第 3 要件に付加する形で、これを検討の対象とすることが述べられ、Stichting Baskeen 事件決定では、第 1 要件における考慮において、雇用の問題は、付加的に述べられている。このように各事件において、雇用の問題に関する考慮方法は、101条 3 項の枠内にあっても様々であり、統一的な考え方はない。また、水平的協定ガイドラインは、競争制限効果と競争促進的効果の衡量は、3 項の枠組みの中で行われるとするのみである。今後、101条 3 項の枠内において雇用の問題が考慮されるとしても、これがいかなる方法で考慮されるかは不明である。

4 EU 機能条約101条 3 項における競争制限効果と 環境の改善の衡量

(1) Exxon/Shell 事件⁽³⁰⁾

本件は、フランスに位置する Exxon および Shell が合意した、線状低密度ポリエチレン、高密度ポリエチレンを製造する共同子会社を Exxon と Shell が設立することを内容とする協定に対し、EC 条約85条 3 項に基づく適用免除が付与された事件である。

①事実の概要

多国籍企業でありエネルギー事業を営む Exxon のフランス子会社（以下、X 1）と同じく多国籍企業であり石油、天然ガス、化学品等の事業を営む Shell のフランス子会社（以下、X 2）は、フランスに存在する Exxon の石油化学コンビナートが所在する地域に Cipen という名のジョイントベンチャーを設立することに合意した。その目的は、線状低密度ポリエチレン（LLDPE）、高密度ポリエチレン（HDPE）を製造することであり、これらの製品は、高圧低密度ポリエチレン（LDPE）とは区別されるものである。LLDPE と LDPE は、一部においてのみ、置換ができないものである。しかし、生産される LLDPE、LDPE のうち、70%以上がフ

ィルムおよび頑丈な袋の原材料として使用されるシートの製造に使用され、HDPE は包装材や家庭用品に使用される。HDPE 市場は、ポリプロピレンによりその一部が浸食されている。

共同体市場において、LLDPE および LDPE を生産する者のうち主要な者は、11者であり、その生産能力のシェアは、第1位の者が約24%、第2位の者が約12.5%、第3位の者が約12%、第4位 Exxon が約11.5%、第5位 Shell が約8.5%である。HDPE を生産する者のうち主要な者は、15社であり、第15位 Shell が約0.5%である。

X 1 と X 2 が締結した協定は、次のような内容である。第一は、Cipen を設立するという「ジョイントベンチャー合意」である。第二は、当事者のために線状ポリエチレンを製造する工場を建設し、運営し、株主およびその子会社が、Cipen が生産するポリエチレンを利用可能とすることを内容とする「経済利益団体規則」(以下、GIE 規則) 協定である。この GIE は、「総会」を有し、それぞれの株主が一人ずつ代表者を出席させ、意見の一一致によりその意思を決定するというものである。唯一の取締役は、X 1 の人員から選出されるが、監査をする役割を担う者は X 2 から選出される。第3は、新たな投資、コストの配分、ポリスチレンの原材料をそれぞれが提供すること、日々の業務の運営方法を内容とする「内部および運営規則」である。取締役に与えられた権限を越す投資が行われる場合には、総会による審議が必要とされる。第4は、当事者の出資割合に応じた Cipen の生産設備の利用時間を規定する「工場利用合意」である。当事者は、その権利を最大限に活用しない場合には、その再配分に関しては両者で話し合いにより決定する。第5は、日々の業務に関し、当事者それぞれから選出された2名、および、取締役からなる運営委員会の設立等を内容とする「内部および運営規則」である。第6は、X 2 が Cipen に原材料として供給するエチレンを、Exxon の子会社から購入し、当該 Exxon の子会社が、自らの子会社に同条件で Shell からエチレンを購入するものとするとする「エチレン交換供給契約」⁽³¹⁾である。第7は、Shell が、Exxon

に対し、線状ポリエチレンの原材料となるブチレンを一定量販売することを内容とするものである。第8は、Exxonが上記「経済利益団体」に対し、これまでExxonが第三者と締結しており、その第三者が有するポリエチレンに関する特許権を使用して生産される低圧ポリエチレンに関するライセンス協定の権利・義務を供与することを内容とするものである。

これに対し、委員会は、特に、上記、新たな投資を行う際に、他社の同意を必要とすること、運営委員会により競争上重要な情報が継続して共有されること、第4の内容が、目的達成のために不必要的競争制限であるとして、X1、2に対し、85条3項に挙げる要件が満たされていないと通知した。これを受けて、当該協定は、新たな投資を行う際には、他方に共同で投資を行う機会を与え、他方がこれを望んだ場合に総会にて審議が行われること、他方が参加しない場合には、ポリエチレンの生産に影響を与えない限り投資が認められること、総会は、取締役の裁量により召集され、管理上ないし技術的な問題について相談を受ける Advisory Committeeに変更されること、他方により使用されていない生産に関する権利は、他方の許可なく利用可能であることと変更された。

②決定の要旨

本件協定により、CipenをExxonとShellが共同で経営することとなる。ExxonとShellは、共同体におけるLDPEおよびLLDPEの寡占市場において、それぞれ11.5%、8.5%のシェアを有しており、市場における競争者である。当該協定により、ExxonとShellは、その投資を協調して行い、個々の行動によりポリエチレン事業を拡大する可能性を捨て去るものである。投資をするか否かの決定は、いずれか一方の不利益となるよう決断することはできない。このような協力の目的そのものが、当事者間の競争の制限である。また、Cipenにおける生産についても両者は協力することとなる。両者は同じ時間、同じ程度に生産設備を利用することあるが、互いの計画を考慮に入れる必要があり、それにより情報を獲得することが可能である。ExxonとShellの間の生産計画における協力は、

「エチレン供給契約」により強化される。

ジョイントベンチャーから生ずる Exxon と Shell の間の情報の共有は、それぞれがポリエチレンの生産を計画し、その選択を他者に適合させる基礎となるものである。このような相互依存関係は、このジョイントベンチャーによる生産計画に直接的に影響を与えるのみではなく、Exxon および Shell のグループ全体のポリエチレン生産に間接的に影響を与えることとなる。実際に、他者の選択の自らの行動を適合させるために決定される生産の増加、削減、中止と言う行為は、すべてのポリエチレンの生産計画を再考することを伴う。

このようなジョイントベンチャーおよびその他の関連する協定は、加盟国間の通商に影響を与え、特に線状ポリエチレンの市場に影響を与えるものである。

しかし、本件協定は、以下のように85条 3 項に挙げられている各要件を満たす。

（ア）第 1 要件

本件協定は、ヨーロッパにおいて Unipol 技術を利用する LLDPE および HDPE の生産する設備の建設のためのものである。当該技術は、高度の柔軟性、効率性を有する。つまり、同時に異なるグレードの線状ポリエチレンを効率的に生産することを可能とするものである。技術の進歩に関し、ローコストで生産される LLDPE がヨーロッパで生産されることにより、顧客は、これまで LDPE から LLDPE を製造していた老朽化した成形設備の転換を迫られることとなる。この結果、顧客による、原材料の利用、プラスチックの消費を削減することとなる。

また LLDPE および HDPE の生産ジョイントベンチャーによるエチレン供給契約により、エチレンの輸送が必要ではなくなり、輸送に伴う健康及び環境上のリスクを避けることができるようになることも考慮に入れる必要がある。

さらに、Cipen は、Exxon の当該技術の使用許諾を得ることにより、

他の当該技術の使用許諾を得るないし代替的な技術を発展ないし実行することによる費用の削減を達成することとなる。

(イ) 第2要件

上記のような顧客への好ましい効果に加えて、当該技術により生産される LLDPE の導入および低成本生産される大量の LLDPE により、顧客は利益を得ることとなる。実際に、当該ジョイントベンチャーおよびそれに関連する協定には、Cipen において LLDPE が低成本で生産されるという利益を顧客にもたらすことを妨げる要素は存在しない。特に、エチレンの供給に関し、当事者は互いの供給に依存していないことが指摘される必要がある。エチレン交換供給契約により、Shell の LLDPE および HDPE の生産コストは、その生産施設の生産コストに基づくこととなり、その一方で Exxon のコストは Cipen の経済性に基づくこととなる。Shell の工場と Cipen のコストが同じである可能性は低く、当事者は別々の販売組織及び販売戦略を探るため、Exxon と Shell は、ジョイントベンチャーによりその競争が制限されるとしても、LLPDE をめぐる競争は存在し続け、それゆえに、消費者に生産および技術的、経済的発展の改善の結果が消費者にもたらされる。

さらに、LPDE より優れた LLDPE の効果により、消費者の利用に向かった製品が改善される結果となろう。また、原材料およびプラスチックの使用量の減少、環境リスクの回避は、自然資源の限界および環境への脅威が公衆の関心を集めるにつれ、多くの消費者にとっての利益と受け取られるであろう。

(ウ) 第3要件

当事者間の協力関係は、LLDPE および HDPE の生産、技術的、経済的な発展の達成のために必要不可欠である。なぜなら、Shell、Exxon とも財政的な強さを持っているが、現在の市場状況では、Cipen のような設備への投資を自らの資本のみでは行う充分なインセンティブが存在せず、また、Cipen の半分のサイズでの投資は可能であるが、単一の反応装置が、

技術的、経済的に最も効率的である。

また、長期的な加工技術における協力や単なる財政的な参加という関係では、当事者が当該ベンチャーの構造を概観する一定の権限行使することを必要とする生産するもののグレード、投資計画といった複雑な問題が存在するため、目的の達成は不可能である。仮に、Unipol 技術を利用して、数多くのグレードの物を生産できるとしても、顧客の多様な要望にこたえるものを生産することが必要であり、当事者はこれに応じたグレードのものを生産する必要があり、これに向けた話し合いを行う必要が当事者に存在する。当事者は、このような適切なグレードおよび設備の能力の向上に関する計画は、Cipen の加工設備の有効な利用には欠かせないものであり、当事者がこのような問題を互いに話し合うことにより決断を行う必要性が存在する。もし、「総会」による全員一致による意思決定、Exxon と Shell の間の権限配分が存在しなければ、当事者は、効率的にジョイントベンチャーを経営することができない。

ただし、一方の当事者がその保有している生産設備の使用割合を十分に使用していない場合には、他方の当事者がこの一部ないし全部を、一方の当事者の同意なく利用することができる事が、当事者が競争を行う上で必要である。また、Cipen の取締役に対し、日々の設備の運営に関する自己決定権を大きく認めることにより、生産するグレードの決定といった重要な問題とは厳密には関係しない面に関する Cipen の運営に関し、当事者を排除することができる。これにより、競争上重要な情報の継続的な流出が防止することができる。これらの問題は、委員会の通知を受けて、初期の協定から修正がなされている。

（エ）第4要件

当該協定は、当事者間の競争を制限するものではあるが、競争を排除するものではない。Cipen は、当事者それぞれに対し排他的なものではなく、当事者は、独立した競争者であり続ける。当該協定が実行された場合には、LPDE および LLDPE に関する Exxon と Shell の生産能力の合計シェア

は22%となるが、当事者間の競争は排除されず、他の競争者の規模から、有効な競争は排除されない。

③決定の検討

本件では、第1要件において、エチレン交換契約によりエチレンがパイプラインを通じて Cipen に輸送されることにつき、輸送に伴う健康及び環境上のリスクを避けることができるようになることも考慮に入れる必要があるとされ、ローコストでの LLDPE および HDPE の生産という点に対し、付加的に述べられている。また、第2要件において、原材料およびプラスチックの使用量の減少、環境リスクの回避は、自然資源の限界および環境への脅威が公衆の関心を集めることにつれ、多くの消費者にとっての利益と受け取られるであろうとされ、生産の改良による環境への効果、輸送リスクの減少の双方が考慮されている。

(2) Philips-Osram 事件⁽³²⁾

本件は、ヨーロッパで生産される鉛入りガラス管の66%を合計で生産する事業者が締結した、共同で鉛入りガラス管を製造する工場を設立する協定に対し、EC 条約85条3項および EEA 条約53条3項に基づく個別適用免除の付与がなされた事件である。

①事実の概要

Philips グループに属する X 1、Siemens グループに属する X 2 は、親会社が生産する白熱灯および蛍光灯に使用される鉛入りガラス管（以下、A）の製造事業を再編し、その事業能力を拡大するために新会社を設立し、そこで製造された A を X 1、X 2、および、A を自社内で製造する設備を保有しないランプ製造業者（以下、独立系ランプ製造業者）に供給することについて、協定を締結した。新会社には、X 1 の親会社がベルギーにおいて有する工場（以下、旧工場）のもとに、三つの炉が設置され、A を製造する際に排出される排気を減少させる装置を有する新たな製造設備もあわせて導入される。加えて、X 1、X 2 は、A の製造に際しては、深

刻な環境問題が存在することから、また、環境規制が強化されつつあることから、A の代替物を開発するために、共同で研究開発を行うことも協定の内容としている。

また、これまで旧工場で製造していたテレビ向け A およびソーダ灰入りガラス管について、その事業は親会社の他の工場に移管されることとなった。加えて、X 2 は、汚染物質の排出を減らす装置を持たない、その使命を終えたベルリンにある工場を閉鎖した。X 1、X 2 の親会社は既に、白熱球の生産について、共同出資会社を設立している。

新会社は、X 1、X 2 が共同で等分に出資し、その意思決定は、全会一致で決定される。取締役は、互いに2人ずつ選出し、X 1、X 2 に任命されたそのうちの二人が日々の業務を執行する。X 1、X 2 は、ともに、そのヨーロッパにおいて必要とする A のうちの80%を新工場から購入することとし、その余は、第三者に販売することとなる。また、供給不足が生じた場合には、X 1、X 2 が優先してその供給を受けられることとする。X 1、X 2 に対する A の販売価格は、同価格である。また、X 1、X 2 は、新会社と競合する事業を行わないこととし、新会社は現在の X 1 の技術を使用し、X 1 に対し、その使用料を支払うこととする。

A は、ランプの製造に使用される中間製品であり、その価格は、白熱球の価格の2%、蛍光灯の価格の3%を占めている。A は、安価かつ容易に輸送がなされ、長期保存をしてもその品質は悪化しない。需要者からみると、このような A の性質から、世界的な市場状況を見て、それを購入することが可能であり、多くの需要者が緩衝在庫を保有している。供給側からみると、それを世界的に供給することが可能であり、X 1 の親会社、X 2 とも EEA 諸国、北アメリカ、アジアに存する顧客に A を供給し、また、イギリス、ドイツ、アメリカ、スロバキア、日本に存する A の生産者もまた、同様である。EEA 諸国に輸入される A は、独立系ランプ製造業者に供給される A のうちの28%を占めている。このように、A の取引においては、重大な参入障壁は存在せず、また、輸送コストも小さく、そ

の地理的市場も少なくとも、共同体および EEA 諸国を含むものである。

②決定の要旨

X 2 は、財政上、技術上、研究開発上の能力から、独立して、EEA 諸国において A を生産する設備を建設することが可能である。この点において、新会社の設立は、少なくとも X 2 が独立した A の生産者として競争することを排除することとなる。結果として、ランプ製造業者、特に自らの A の製造設備を持たない者は競争的な価格での供給者を選択する自由を失うこととなる。この競争制限的効果は、特に、EEA において A を生産する事業者の数が少なく、親会社のシェアが高い本件のような場合には、重大である。

しかし、A の生産能力の過剰は、EEA のみではなく、アメリカ等の地域にも及んでおり、A の輸送の容易さ、輸送コストの低さ、EEA および他の地域に現実に存在する供給の代替先ないし潜在的な供給者の存在から、独立系ランプ製造業者がその購入に際して、困難に直面する可能性は存在しない。また、A のランプの製造費用に占める割合はわずかであり、また、X 1 の親会社、X 2 は既に白熱球の共同生産をしていることから、コストの共通化という点ではある程度、X 1、X 2 の間で強化が進むことはあるが、EEA 諸国外からの輸入、その他 EEA 内の強力な競争者が存在するランプ市場において競争制限効果を生み出すほど重要なものとはみなされない。

その他、当該協定には、新会社と X 1、X 2 は競争を行わないこと、X 1、X 2 ともその必要とする A の多くを新会社から供給を受けること、A の新会社による供給不足が生じた場合、優先して X 1、X 2 が供給を受けることが含まれ、これらは、競争制限的な効果を持つ。しかし、これらは新会社の設立およびその運営に付随するものであるため、新会社の設立それ自身と切り離して考えるべきではない。

本件協定により、EEA 諸国内で販売される製品、その中でも特に独立系ランプ製造業者に対する中間製品として非常に重要な製品の共同生産を

行うこととなるため、加盟国および EFTA 諸国の A の通商に影響を与えることとなる。しかし、本件協定は EC 条約85条 3 項、 EEA 条約53条 3 項に挙げられている各要件を満たす。

（ア）第1要件

新会社は、X 2 はベルリンにある時代遅れの設備を廃棄し、X 1 の親会社は鉛入りではないガラス管の工場を移管することにより、その生産を合理化することとなる。この新会社はまた、製品の質および形式につき、より柔軟性を持つこととなり、炉が故障する可能性が低くなり、また、両グループの以前の設備を再編することにより、大きく生産能力が高まることとなる。さらに、新会社は、エネルギー消費量を減殺し、排気を少なくすることが可能となる。加えて、費用の節約、規模の経済性、鉛入りではない原材料への共通の挑戦に取り組むことへの集中を達成することに向け、研究開発活動を集中することができる。

（イ）第2要件

より清浄な設備を利用することにより、大気汚染が減少し、結果として、間接的、直接的に消費者に負の効果をもつ外部性を減少させることとなる。この積極的に評価できる効果は、鉛入りではないガラス管の生産に向けた研究開発が行われる場合には、さらに強まることとなる。

加えて、上記の改良によるコスト上の利点は、ランプの価格の下降圧力として消費者にもたらされ、これは、特に、新しいタイプのランプの開発および中東欧諸国からの競争圧力により、徐々に進展していく。

（ウ）第3要件

新会社は、合理化、柔軟性、コスト削減、研究開発努力の集約、排気の減少といった改良を達成するために、必要不可欠である。

二〇〇

代替案として、X 2 が新設備を建設することが考えられるが、新設備を建設する時間、環境保護基準に基づいた設備を建設する財政的側面からみると、達成されるものに不釣り合いに高額で危険な投資となる。また、X 2 が Philips グループと長期的な供給契約を締結することも考えられるが、

X 2 が Philips グループに依存することとなるため、X 2 はこの契約には関心がないと明白に述べており、客観的にも、本件のように自ら投資を行う場合より、十分な安定性が確保できないこととなる。

また、このようなことは市場の大きさおよび市場の性質からよりこのようなことは明らかである。新会社の設立により生ずることとなる改良は、これまで達成されてこなかった。

したがって、このような代替案は、第三者が利用できる A の量を減少させることとなる。なぜなら、新会社の生産能力は、両グループの以前の合計能力よりも大きくなるためである。

(エ) 第 4 要件

A に関し、ランプ製造業者全般、および、独立系ランプ製造業者にとって、共同体内の現存する代替的な供給者のみではなく、共同体外の潜在的な競争者からも、A を調達することは容易である。これらの者は、潜在的な余剰生産能力を有している。加えて、独立系ランプ製造業者の中には、通貨の交換レートにより調達先を決定すると述べている者もいる。

このような状況および過剰生産能力が存在することから、新会社が、長期的にその供給を制限することはない。また、新会社が鉛入りではないガラス管の開発に成功したとしても、ランプ製造業者、ガラス製造業者が存在し、特許を保有している場合もあるという事実からは、将来的にも代替的な供給源が存在することとなる。

③決定の検討

本件では、新会社の設立による環境に悪影響を与える排気の減少という環境への貢献という問題につき、第 1 要件、第 2 要件双方で考慮を行っている。第 1 要件においては、それがいかに生産・販売の改良につながるのか、明らかにはされていない。また、第 2 要件においては、それが単に消費者利益となるということのみが述べられ、経済的な利益が並列的に後述されている。

(3) CECED 事件⁽³³⁾

本件は、ヨーロッパ経済領域（以下、EEA）における家庭用洗濯機販売市場にて合計で95%以上のシェアを占める生産者およびその生産者の団体が、これらの者が加盟する事業者団体（CECED）を通じて締結した、一定のグレード以下の洗濯機を製造・輸入しないという内容の協定に対し、EC 条約81条3項および EEA 条約53条3項に基づく個別適用免除の付与がなされた事件である。

①事実の概要

家庭用洗濯機は、そのエネルギー効率から、A ランクから G ランクの7つのカテゴリーに分類される。EEA における家庭用洗濯機販売市場にて合計で95%以上のシェアを占める生産者およびその生産者の団体（以下、X 等）は、このうち、容量3キログラム以下で一定の回転数以下のものを除く D ランクに属するもの、容量3キログラム以下の縦型のものを除く E ランクに属するもの、F・G ランクに属するすべてのものを1998年から2001年までの間、製造・輸入しないことを内容とする協定を締結した。さらに X 等は、その生産する洗濯機について、2000年12月までに一定の電気効率性を達成することに合意した。その他、X 等は、この目標の達成に向け、独立した機関により X 等が提出したデータを収集すること、効率的な洗濯機の利用に向けた消費者教育を行うことにも合意した。

②決定の概要

当該協定は、家庭用洗濯機の製造業者が、A ランクから C ランクおよび一部の D ランクのもののみを生産・輸入することを内容とするものであり、生産者および輸入者が、すべてのランクの洗濯機を通じて競争をおこなうことを妨げるものである。また、同時に消費者の選択の幅を狭めるものである。したがって、当該協定は、生産・輸入に関する当事者の選択の自由を奪うものであり、EEA の家庭用洗濯機市場の競争を制限することとなる。また、製造・輸入を行うことができなくなる洗濯機を製造していた者の生産コストを上昇させ、短期的には価格の上昇をもたらすことと

なり、価格競争までもが阻害される。この協定により、共同体全体で10～11%を占める市場がもはや存在しないこととなるため、加盟国間の競争及び通商に感知可能な影響を与える可能性がある。

しかし、以下にみるように、当該協定はEC条約81条3項、EEA条約53条3項に挙げられている各要件を満たす。

（ア）第1要件および第2要件

当該協定は、将来的に新たな洗濯機のエネルギー消費量を少なくとも15%から20%削減することを目的としている。CECEDによると、もはや販売されなくなるモデルが、A・B・Cランクのものに置きかえられた場合、1995年の時点で洗濯機の運転により消費された38トンワットの電力のうち、2015年には7.5トンワットの削減となるとされている。他の条件が一定であるならば、洗濯機の電力消費は少なくなり、技術的にも効率性が高まり、間接的には発電による大気汚染も減少させることとなり、経済的効率性が高まる。当該協定は、このような効率性の達成を過去のデータから、協定が存在しない場合には8年を要する結果を4年で達成するものである。当該協定は、Aランクのものを超えるエネルギー効率性を達成する将来の技術開発にも焦点を当てる可能性があり、長期的には商品の差別化にもつながることとなる。

当該協定により販売される洗濯機に一定の水準が設定されることは、初期購入費用の高額化により影響を受ける消費者に対し、合理的なその払い戻しを行うこととなる。電力消費量の減少により、9ヶ月から40ヶ月で高額化した代金をまかなえることとなる。また、当該協定は、一定のモデルを市場から排除するものであるが、直接的に影響を受けない洗濯機の販売価格を決定することは不可能である。なぜなら、価格を含む、排除されない洗濯機における競争が激しくなる可能性があるためである。したがって、洗濯機の最低価格が上昇する可能性がある一方で、AランクやBランクに属するものが低価格で販売される可能性は存在するのであり、また、洗濯機のように生産者間の競争が激しく、購買力も強い市場においては、こ

のような利益がもたらされやすい。このような競争が激しくなる効果が発生するのであれば、価格帯の減少及び平均販売価格の上昇は、当該協定がなかった場合よりも明らかであるとは言えない。

EC 条約174条は、環境へのダメージを改善することを謳っており、共同体は自然資源の合理的な利用という目的を追求している。CECED を通じて締結された協定のような協定は、コストを上回る経済的利益を生み出すに違いなく、競争法の原理に合致している。電力そのものは希少な資源とは言えず、その消費の削減は資源の消費を抑えるものとは言えないが、大気汚染のコストは考慮に入れられ得るものである。委員会は、二酸化炭素の放出による損害を合理的に算出しているが、当該協定によりもたらされる利益は、その購入費用の上昇により発生するコストの7倍であると推定される。このような推定に基づくと、社会にもたらされる環境上の利益は、消費者に適切にもたらされる。

このように考えた場合、当該協定は、技術的、経済的進歩に大きく貢献することとなり、かつ、消費者に対しそれを公平に配分するものである。

（イ）第3要件

当該協定は、目的とされる利益の達成に無関係ないし不必要的制限を課すものではない。一定のカテゴリーに属するものを明確に禁止することは、その最低基準の達成に向けた特定の技術的な手段を明記するものでもなく、また、当事者の適切な、ないし、商業的な行為に関する他の制限を課すものでもない。当該協定は、総電力消費量の削減に関し、個々の製品の性質に基づくアプローチを選択している。委員会は、他より制限的ではない手段として、間接的大気汚染の削減に向けた、より厳格な産業全体にわたる方策を考慮したが、これは、目標の達成が困難であり、消費者に対する情報キャンペーンでは不十分であり、また、一定の基準を達成したものにエコラベルを付与する方法は当該協定が目的としているものとは目的が異なる。

（ウ）第4要件

主要な販売業者は、エネルギー効率性よりも価格、ブランドイメージ、技術上の能力といった要素が購入の決定要素となり、かつ、AからCランクおよびDランクの一部の間のカテゴリーは存在し続ける。たしかにDからFランクに属する洗濯機は販売量として大きな位置を占めるが、その他の部分は協定の対象外であり、また、生産者および輸入者は自由にAからCランクおよびDランクの一部を生産、輸入することが可能であり、EEA市場における参入障壁となるわけではない。

③決定の検討

本件は、洗濯機製造・輸入業者による、一定のエネルギー効率性を満たさない製品を製造・輸入しないという商品の質に関する協定である。洗濯機のエネルギー消費量の削減により、技術的にも効率性が高まり、間接的には発電による大気汚染も減少させることとなり、経済的効率性が高まるとして、第1要件に合致するとしている。また、EC条約174条が謳い、かつ、共同体の目的とされている環境保護の目的の達成がもたらされ、また、当該協定は、コストを上回る経済的利益を生み出すに違いなく、競争法の原理に合致しているとしている。

しかし、本決定における環境への貢献という要素と第1要件に明記されている技術的発展、経済的発展との関係は、直接的には不明である。一定のエネルギー効率性を満たす製品のみを製造・輸入することにより洗濯機の製造技術がどのように高められるのか、また、大気汚染の減少により、何故、技術的効率性が高められるのかということは明らかではない。本決定は第1要件と第2要件につき、区別をせずにこれを論じていることもまた、論旨を分かりにくくしている。

しかし、この考え方には、同じくCECEDが主導し、製造業者が締結した温水器については待機電力が一定水準以上のものを製造、輸入しないとする協定、および、エネルギー効率性が一定水準以下のものを製造、輸入しないとする協定についても、用いられている。⁽³⁴⁾ここでも、エネルギー効率性の達成が、技術および経済的発展に資するとしており、この様な問題が

生じた場合には、「委員会は今日、可能であれば将来的に各国競争当局および当該問題を扱う管轄権を有する者は、必ず81条3項に規定される要件⁽³⁵⁾を満たすか否かということを検討しなければならない」とされている。

（4）Interseroh and DSD 事件⁽³⁶⁾

①事実の概要

本件は、1991年ドイツ包装浪費回避指令（以下、指令）に基づき製造業者および流通業者に義務付けられた包装の回収および再生義務につき、その義務を製造業者および流通業者に代わって請け負う会社が、実際に回収・再生を行う会社との間で締結した契約に対し、EC条約81条3項およびEEA条約53条3項に基づき、個別適用免除の付与がなされた事件である。

指令により、販売単位ごとに付され、最終消費者により使用される「販売包装」（以下、包装）につき、流通業者は、指令により定められた量の包装を、自らが流通においてものにつき、最終消費者からその販売場所、ないし、その近隣にて無料で回収し、かつ、それが返却可能であることを明瞭にラベルにて示すことが義務付けられた。その回収された包装は、製造業者に返却され、再生ないしリサイクルすることが義務付けられた。この義務につき、製造業者および流通業者は、流通業者の販売地域においてその回収、再生を保障する広範なシステムを有する第三者に代替させることが可能である。

DSDは、ドイツにおいて、このような広範なシステムを有する唯一の事業者である。DSDは、“Green Dot”という標章（以下、標章）を包装に付する代金を徴収していたが、DSD自身は回収および再生業務を行わず、546に分けられた各地域につき、排他的に回収業者と契約を締結し、この回収業者は、個々の家庭等の近隣に置いたコンテナないし個々の家庭等に届けたプラスチック製の容器により、販売包装を回収する。この回収業者とDSDの間の契約は、「サービス協定」と言われ、2000年1月の時点で537の回収業者がこれを締結している。サービス協定により、回収業

者は、一定の地域において包装を回収するシステムを構築し、運営する排他的な業務を行うこととなる。また、サービス協定により、回収業者は、回収時ないし最終消費者が収集のためのコンテナに置いた時点で、販売包装の所有権を持つこととなる。サービス協定では当初、回収業者は収集物を自ら市場化する権限を与えられておらず、後述する「保証業者」に無料で引き渡すこととされていた。しかし、これに対し委員会がEC条約81条違反であるとの見解を示したため、この内容は撤回された。そのため、回収業者はその回収物を自ら市場化するか、保証業者と共同で市場化するか、または、保証業者に引き渡すかということを選択することができるようになった。ただし、これらについて保証業者に対し、記録を提出する必要がある。また、プラスチックと様々な物質からなる飲料容器については、無料で保証業者に引き渡さなければならない。このような義務の履行により、回収業者はごみ処理費用を考慮した支払いをDSDから受け取ることとなる。

DSDは、上記のコンテナ等の販売包装の回収および仕分けに利用する設備について、DSDが他の業者による使用を許可した場合にのみ、他の業者はこれを使用することができるとしていた。DSDは、委員会がこのような条件につき82条違反となる可能性があることを示唆した後に、これを撤回した。

回収された販売包装は、標章が付されていないものもあわせて仕分けされ、回収業者は、自らそれを市場化しない場合には、DSDに対し回収された包装を再生することを保証する「保証業者」に引き渡す。この保証業者とDSDとの間の契約は、「保証協定」と言われ、保証業者は、回収された販売包装を受け取り、再生し、その記録をDSDに提出する義務を負う。この保証協定は、排他的なものではなく、DSDは、回収物の種類ごとに、同時に複数の業者と契約を締結することができる。

②決定の概要

本件において問題となる商品市場は、家庭から排出されるごみを回収し、

仕分けするという市場および仕分けされたものを再生する市場であり、地理的市場はドイツ市場である。

サービス協定においては、すでに回収物をすべて無料で保証業者に引き渡さなければならないという条項は廃止されている。ただし、プラスチックおよび飲料容器については、なおも無料で回収業者に引き渡さなければならないとされている。しかし、これらの市場価格はマイナスであり、逆に再生に際しては、不利益が生ずる。つまり、DSDによる代金の支払いがなければ、指令を遵守した形での再生を行うことが不可能であり、指令を遵守した形での再生を行わせるための手段のひとつが、無料での引き渡しである。このような特殊な状況下では、一時的にこれらの引き渡し価格を無料とすることは、競争の制限ではない。

また、個々の家庭の近隣において収集業務を行うためのインフラストラクチャーが、ボトルネックとなるため、DSDの競争者がこれらの設備に自由にアクセスできることが競争法上、特に重要である。もし、サービス協定において、競争者を排除するものとなっていた場合には81条に違反することとなる。サービス協定は、DSDに排他性を与えていたわけではない、回収業者は自由に他の業者にも業務を提供することができる。また、DSDもそのような義務を課すことはないとしている。また、DSDは、回収業者にコンテナ等の販売包装の回収および仕分けに利用する設備を、サービス協定の履行のために排他的に使用することを回収業者に対して求めないとしている。しかし、サービス協定は、当初このような条項を含んでおり、DSDが他の業者による使用を許可した場合にのみ、他の業者はこれを使用することができるとしていた。DSDは、委員会がこのような条件につき82条違反となる可能性があることを示唆した後に、これを撤回している。また、DSDが他の業者の利用に対し、代金を要求したり、回収業者と他の業者との間の契約に介入したりすることとなれば、設備を利用することが困難となるが、DSDおよび他の業者は、回収業者と自由に交渉が可能である。したがって、現在、サービス協定において、DSDの競

争者は、回収業務を行うためのインフラストラクチャーへのアクセスが不可能とはなっていない。

さらに、保証協定については、DSD に回収、再生の情報の報告が義務付けられることに対し懸念が示されたが、DSD は指令により必要とされる再生に関する情報は、市場の情報として利用する意図はなく、必要であれば記録は匿名のものとするとして、また、州当局の許可があれば公開するとしている。したがって、保証協定は再生市場において感知し得るほど競争を制限することはない。

しかし、DSD が、指令が定める要件を満たすために回収業者と締結しているサービス協定のうち、一定の地域について、回収業者が排他的に販売包装を回収、仕分けすることは81条と両立しない。DSD が回収業者から回収、仕分け業務を購入することは、DSD がドイツにおいて広範なシステムを有する唯一の業者であるという地位から、DSD と契約を締結していない回収、仕分け業者は、回収、仕分け業務からその大きな部分において排除されることとなる。また、DSD 自身も回収業務の購入という点において、自由を制限されている。このような競争制限効果は、競争関係にある回収業者が当該業務の第一の購入者を巡って競争を行うことを不可能なものとし、当該地域における回収業者間の競争を感知し得るほどに制限することとなる。また、理論的には販売包装以外の再生可能なものを回収することは可能であるが、DSD は他の回収業者にこれを委託することはほとんどない。

DSD は、このような契約をドイツ全土をカバーする500以上もの地域について締結しており、ドイツでこのような広範なシステムを有する唯一の業者であり、DSD のシステム全体で販売包装のうちの70%を回収し、家庭廃棄物市場の80%以上を占めているという現状であり、また、DSD と並ぶ新たな業者が出現する可能性は低く、さらに、契約継続期間中は、特に他の加盟国がドイツ市場にアクセスすることを妨げることから、加盟国間の通商に感知し得るほどの影響を与えることとなる。

しかし、以下にみるように、当該協定は EC 条約81条3項、EEA 条約53条3項に挙げられている各要件を満たす。

(ア) 第1要件

DSD は、現在、使用済みの販売包装を回収し、事業者に指令からの免除を付与する広範なシステムを有する唯一の業者である。また、その業務は、廃棄物となる包装の再生を行うことにより、国家および共同体の環境政策に寄与することを目的としている。つまり、サービス協定は指令および1994年12月20日に制定された理事会規則の目的を達成することを目的としている。⁽³⁷⁾ この理事会規則は、廃棄物となる包装が環境に影響を与えることを防止ないしその影響を軽減すること、つまり、高レベルの環境保護を提供することを目的としている。

DSD と回収業者の間で締結されたサービス協定は、家庭等から回収された使用済みの販売包装を回収し、仕分けするという環境上の目的を達成するための手筈を提供するものである。このような協定は、その目的を実現し、DSD がその有するシステムの運営との関係において引き受けた義務を果たすために必要不可欠なものである。最終的には、この協定は、大きな投資を伴う回収および仕分けのシステムの構築を必要としている。このように、日常的な最終消費者からの再利用可能なものに区別され、後に仕分け、ないし、再生のために準備が行われる使用済みの販売包装を日常的に回収することは、環境上の目的に直接的かつ実際上の効果を与える。

サービス協定における排他的条項は、当事者が長期に及ぶサービスを提供することを計画し、そのサービスを、責任を持って編成することを可能とする。それにより、必要な投資が行われ、経済的に合理的な期間で投資を回収することが可能となる。このように、家庭等からの包装廃棄物の回収は良いネットワーク効果を有し、規模の経済性が大いに達成され、その結果として協定の期間中は単一の回収業者に回収を委託することにより、効率性が達成されることとなる。また、DSD は同時に、サービスの購入者に対し、その購入者が満たさなければいけない要件がきちんと満たされ、

かつ、安心できる状態で満たされるという保証を与えることができる。

したがって、サービス協定における排他的条項は、商品の生産の改善および技術ないし経済的発展の促進に寄与することとなる。

（イ）第2要件

サービス協定は、DSDが提供するシステムの枠内において、後に再利用可能なものに区別される販売包装を最終消費者から回収することを広範に保証する効果を持つ。このようなサービスを最終消費者は使い慣れており、消費者にとって特に好都合とみなされる廃棄物回収の方法である。

規模の経済性を達成できることにより、包装を回収および再生する義務のある多くの生産者および流通業者は、DSDが提供するシステムに参加することにより、その義務が免除され、コストの削減を期待することができる。契約期間中、継続するコストの削減は、消費者に利益としてもたらされ、消費者もまた、廃棄物となる包装の大きな減少という環境水準の達成の結果として、利益を得ることとなる。

したがって、サービス協定は消費者利益を包含するものであり、結果として生ずる利益を公平に配分されることとなる。

（ウ）第3要件

サービス協定における排他的条項が必要不可欠化否かは、当該協定が締結された経済的、法的背景を考慮する必要がある。DSDのシステムを構築するためには、これまで同様の形式では存在していなかった使用済みの販売包装を回収するための仕組みを確立する際に、多大な投資が必要である。この投資は、サービス協定をDSDとの間で締結した回収業者が実行しなければならない。

経営および効率性の観点、および、特に滞りなく、かつ、安定して提供されるシステム全体を成功させるために肝要な回収業務を確実なものとするために、そのシステムの運営者であるDSDは、当該協定の有効期間中は、約500の地域それぞれについて、唯一の業者に回収を委託している。この指令の起草者には比較的短い時間しか与えられておらず、かつ、州当

局に対し了解を得る必要があったことが、このような選択的協定に影響を与えている。

しかし、この排他的条項の必要不可欠性の評価において決定的な要素は、サービス協定の締結により必要となる投資が安全に計画され、かつ実効されるということである。回収業者は、回収のための自動車、容器、コンテナ、仕分け設備が必要である。

委員会は、投資および利益率を包括的に算定し、サービス協定が、計画された投資を回収するためにいかなる期間、継続することが必要であるかということを研究し、2003年まで継続することにより投資を回収することができるとの結論を得ている。

したがって、委員会は、2003年まで有効である排他的条項の存在なしには、望ましい規模であり、かつ、信頼できる回収業務を保証することができるドイツ全土にわたる回収システム、特に仕分けのシステムを確立すること、および、DSD がその後も継続して法律上必要とされる回収および義務免除のためのシステムを構築することは不可能である。

（エ）第4要件

市場における DSD の地位に関わらず、サービス協定における排他的条項は、家庭廃棄物の回収および仕分けに関する市場において競争を制限する可能性はない。なぜなら、第一に、DSD により排除された回収業者は、自ら廃棄物を管理することを望む事業者に対し、サービスを提供することは可能であるためである。

しかし、最終的には、この問題の評価は、供給者側の市場条件の問題である。家庭廃棄物の回収、仕分けに関する市場の需要者側は、顕著なネットワーク効果、つまり、規模と範囲の経済性により特徴づけられる。これは、一定の地域について、少なくとも免除システムを有する単一の回収業者に業務を委託することが経済的であるということである。加えて、多くの場合、家庭廃棄物の回収システムを二重化することを困難なものとする空間の問題、回収設備の問題、消費者の間で確立された伝統の問題がある。

このように、需要側の競争は、特別の要因により決定されている。このような特別の市場条件により、販売包装の回収に利用されるコンテナは、競争上のボトルネックとなる。現実的には、競争状態にある免除システムおよび自己による管理が、現在 DSD の回収業務を請け負っている業者とともに行われる可能性がある。DSD に対し回収業務を行っている回収業者により設置されたインフラストラクチャーへ自由にアクセスすることができることが、需要者側の競争において肝要である。サービス協定は、この点につき、回収業者が DSD と排他的に契約を締結することとしておらず、自由に自らの業務を DSD 以外の業者に提供することができる。また、DSD は、委員会に対し、回収業者にコンテナ等の設備をサービス協定の実行のためのみに使用させないことも約束している。また、DSD はまた、第三者に、DSD と契約をしている収集業者の設備を使うことを抑制しないとも約束している。

③決定の検討

本件は、ドイツ法により包装を流通において製造業者、流通業者に義務付けられた包装の回収、再生義務を代行する事業者とその回収業務を実際にを行う回収業者との間で締結される協定につき、一定の地域について単一の回収業者にその業務を委託することに対し、適用免除が付与されるか否かが問題となったものである。

本決定では、第 1 要件において商品の生産ないし流通の改善に寄与する効果、ないし、技術ないし経済的発展としての包装廃棄物回収の規模の経済性の実現ということに先立ち、サービス協定の存在により、理事会規則、指令が目的とする環境保護を実現すること、サービス協定がその目的を達成するために必要不可欠であることが述べられている。しかし、これがどのように第 1 要件を満たすか不明である。

しかし、このような考え方は、理事会および欧州議会が採択した行動プログラム⁽³⁸⁾に合致している。ここでは、両機関は、環境の保護を共同体の任務としている EC 条約 2 条の目的を実現するにあたり、資源の消費および

その環境への影響が現在の環境における処理能力を超えないようにし、経済成長と資源の使用が連関するということを破壊することを目的とし、また、ゴミの量を削減し、資源の効率的利用およびより持続可能な生産および消費の形式を確立し、さらに処理されるとなる廃棄物の量を削減し、加えて、廃棄物の再利用を図ることを宣言している。⁽³⁹⁾

（5）小 括

現行ガイドラインでは、環境という非競争的利益については、これが効率性という競争促進効果を実現するものとして見ることができれば、競争制限効果との衡量を行うとし、なんらかの意味での経済的利益を実現するものとすることでできなければ、環境という非競争的利益については、考慮しないとしているように見ることができる。しかし、前述のように、改訂前のガイドラインでは、環境という利益は、EC条約2条および174条（後者はEU機能条約191条）に挙げられている目的を達成するものとして、また、EUの環境政策に合致するものとして、競争制限効果を上回る利益を達成する場合には、第1要件を満たすとしている。

実際に、上記でみたように、環境という利益は、第2要件における消費者利益とともに、第1要件においても考慮されている。特にCECED事件においては、第1要件の考慮要素として、環境保護の実現のみが挙げられており、判例上、環境という利益は、第1要件の考慮要素となっているといえる。判例上、第1要件に挙げられている経済的利益と環境の関連性は不明であるが、環境という利益を当然のようにそれが経済的利益であるとする意見も存在する。⁽⁴⁰⁾

また、環境という利益を外部コストと考えるのではなく、「内部化」することにより、競争法との調和をとることができるとする考え方がある。これは、環境という利益をもたらす競争制限行為につき、その利益を実現することが環境に好ましい商品を選好する消費者に商品を選択してもらうという利益をもたらし、また、環境に害悪を与える行為はその責任が

問われることから、その責任の発生に伴うコストを削減することにつながるとするものである。⁽⁴²⁾しかし、環境を維持ないし改善する効果をもたらす方法により生産された商品・サービスが必ずしも消費者に選択されるとは考えられず、また、その生産にはコストが発生する場合もあることから、必ずしも、このような考え方はすべてのケースに当てはまるわけではない。

5 結 語

上記では、現行 EU 機能条約101条 3 項において、非競争的利益がどのように決定、判例において考慮されているかを検証した。上記の検討から、雇用の維持・改善、環境の改善といった利益の考慮については、以下のように言うことができる。

第1は、前提として、そもそも、非競争的利益を101条において考慮するか否かという問題が存在し、それらを第1要件の要件を満たさない場合には考慮の対象としないとする委員会の今後の方針は実現するか否かということである。その方法として、Brentjens 事件において述べられたように、現行の EU 条約および EU 機能条約において実現すべき共同体の目的として挙げられている事項を実現する競争制限効果を持つ協定については、101条の適用対象外とすることが考えられる。しかし、そのような目的を実現するものであっても、どのような事例を101条の適用対象外とするのかは不明であり、必ずしも Brentjens 事件で示されたような考慮はなされないのであろう。また、これまで、非競争的利益は、実際には考慮の対象となっており、同様の問題が生じた際、それが多大な雇用の改善、環境利益の保護を実現する場合に、これを第1要件に挙げられている事項に言い換え、それが実現可能な場合にのみ考慮するということは困難であろう。

第2は、非競争的利益を101条 3 項の枠内で考慮するとした場合、3 項に挙げられている要件のうち、どの要件において考慮するかということである。判例においては、第1要件で考慮されている場合、第2要件で考慮

されている場合、第3要件に付加する形で考慮されている場合が存在する。判例上、いかなる要件において非競争的利益を考慮するかということに統一した方針は見受けられない。

第3は、非競争的利益を競争制限効果といかに比較衡量するかということである。第1要件に挙げられている利益は上記のとおり、81条3項ガイドラインにおいて「効率性」と言い換えられ、競争促進効果として衡量するとされているが、第1要件に挙げられている利益を文字通り実現するものであっても、その実現される利益と競争制限効果は性質の異なるものであり、これを数値的に比較することは困難である。そうであるならば、実現される非競争的利益と競争制限効果を比較することはさらに困難である。競争制限効果を持つ協定につき、それにより実現される競争促進効果は、客観的に認識可能なものであり、かつ、その制限効果を上回らなければ第1要件を満たさないとされる。⁽⁴³⁾しかし、これまでの判例では、第1要件において、非競争的利益を考慮した場合について、それが効率性を実現するとしても、また、非競争的利益を実現するとしても、それがいかに競争制限効果を上回る利益をもたらすのかということを明言したもののは存在しない。このような状態は、競争制限効果と「効率性」ないし非競争的利益を比較することが困難であることが示されていると言える。

このように一種、「混迷」ともいえる状態にある101条における非競争的利益の考慮の状態から、日本法への示唆があるとすれば、次のようなことが言える。

日本遊戲銃協同組合事件判決は、当該行為が一定の取引分野における競争を制限する場合であっても公共の利益に反しないとされる場合、ないし、共同の取引拒絶行為であっても正当な理由が認められる場合を、競争制限行為の目的が競争政策の観点から見て是認しうるものであり、かつ、基準の内容及び実施方法が「目的を達成するために合理的なものである場合」とした。この判決は、競争の実質的制限を招く行為であっても、第1に、当該競争制限行為の実現しようとする目的ないし効果が「一般消費者の利

益を確保するとともに、国民経済の健全で民主的な発達を促進する」ことに合致し、第2に、当該競争制限により目的ないし効果が実現可能であり、第3に、競争制限協定が遵守されており、第4に、実現される効果が競争制限効果を上回るといった各基準を満たした場合には、公共の利益に反さず、当該行為は、不当な取引制限に該当しないとしたものである。この問題は、先例である石油カルテル刑事事件最高裁判決について論じられたように、「公共の利益」要件を刑法上の意味での違法性阻却事由と同様に捉えるか、そもそも上記基準該当する行為は競争の実質的制限という要件を満たさないかといういずれの考え方も採ることが可能であるが、いずれの場合であっても、実現される効果について、日本遊戯銃協同組合事件判決の考え方を採用するとするならば、競争制限効果との比較衡量を行う必要がある。その際に問題となるのは、社会公共的目的といわれる安全性の実現、健康の保護といった価値をどのように考慮するかということである。

上記EU機能101条に関する判例において問題となっている当該協定の競争制限効果は、ハードコアカルテルと呼ばれるものと同等のものではなく、過剰生産能力の削減、下位メーカーによる新たな分野への進出・技術開発・コスト削減のための共同工場の設立を目的とした協定、商品の質に関する協定、リサイクルシステムを確立するために独占的権利を付与する協定等に伴う競争制限効果である。したがって、上記判例からはその発生する競争制限効果の程度が低いものについてのみ、それにより実現する非競争的利益の考慮が行われているということができる。

しかし、非競争的利益の考慮をこのような場合にのみ行うとしても、それを競争制限効果といかに比較するかという問題がある。これを数値的に比較することは不可能であり、この問題を根本的に解決することはできないであろう。しかし、上記判例を概観してみると、第3要件である当該競争制限協定が目的達成のために必要不可欠であること、第4要件である競争の実質的な部分を排除しないことという要件を満たすものについては、主に第1要件、第2要件において考慮されてきた非競争的利益が実現され

る場合には、緩やかな比較衡量で足りるとされていると見ることができる。

したがって、これを2条6項の解釈に取り入れるとすれば、「技術、製品、設備」といった分野を目的とした競争制限行為について、非競争的利益を実現することが明らかであれば、日本遊戯銃協同組合事件判決において示された他の要件を満たし、かつ、当該制限が目的の達成のために必要不可欠である場合に限り、これを公共の利益に合致するとして、当該行為を不当な取引制限に該当しないとすることができると考えられる。⁽⁴⁶⁾

- (1) 例として、農産物に関するものとして理事会規則2006年1184号・EC官報2006年L214号7頁。
- (2) 例として、垂直的協定および知的財産権の相互ライセンスにつき、理事会規則1965年19号・EC官報1965年533頁および理事会規則1999年1215号・EC官報1999年L148号1頁、標準化協定、研究開発協定、専門化協定につき、理事会規則1971年2821号・EC官報1971年L285号46頁。
- (3) 例として、専門化協定に対する一括適用免除・委員会規則2010年1217号・EU官報2010年L335号36頁。
- (4) 委員会1999年4月28日。http://aei.pitt.edu/1175/1/implement_85_86_wp_paper.pdf。
- (5) 理事会規則2003年1号・EC官報3003年L1号1頁。
- (6) 委員会告示「水平的協定に対するEU機能条約101条の適用に関するガイドライン」EU官報2011年C11号1頁。
- (7) 同para20。
- (8) 同para329。
- (9) 委員会告示「水平的協定に対する81条の適用に関するガイドライン」EC官報2001年C3号2頁。
- (10) 同para193、194。
- (11) 同para198。
- (12) 委員会告示「81条3項の適用に関するガイドライン」EC官報2004年C101号97頁。
- (13) 同para11。
- (14) 同para33。
- (15) 同para42。
- (16) Okeoghene Odudu “The Boundaries of EC Competition Law” 160から163頁（2006年）。

- (17) Alexander Schaub “Competition Policy Objectives Working Paper VIII” European Competition Law Annual 1997 119頁（1998年）。
- (18) Giorgio Monti “EC Competition Law” 90、91頁（2007年）。
- (19) ヨーロッパ裁判所判例集1977年1875頁。
- (20) ヨーロッパ裁判所判例集1985年2545頁。
- (21) EC 官報1984年 L207号17頁。
- (22) EC 官報1993年 L20号14頁。本決定に対する第三者による異議申立事件として、Matra Hachette 事件・ヨーロッパ裁判所判例集1994年 II 595頁。
- (23) 上記 Matra Hachette 事件139段。
- (24) Giuliano Amato “Antitrust and the Bounds of Power” 61頁。
- (25) EC 官報1994年 L131号15頁。
- (26) ヨーロッパ裁判所判例集1999年 I 6025頁。
- (27) EC 官報1992年 C191・91頁。
- (28) Faull & Nikpay “EC Law of Competition” 295頁（2007年）。
- (29) 上記 Monti98頁
- (30) 委員会決定1994年 5月18日・EC 官報1994年 L144号20頁。
- (31) この契約により、実質的に X 2 が Cipen において使用するエチレンは自らが属する Shell グループから供給されたものとなる。Exxon は、Cipen に隣接するコンビナートから X 1 が Cipen において使用するエチレンと X 2 が使用するエチレンを併せて、運搬することになる。
- (32) 委員会決定1994年12月21日・EC 官報1994年 L378号37頁。
- (33) 委員会決定1999年 1月24日・EC 官報2000年 L187号47頁。
- (34) 委員会競争当局2002年 1号 Newsletter50頁。
- (35) 同52頁。
- (36) 委員会決定2001年12月17日・EC 官報 L319号 1 頁。
- (37) EC 官報1994年 L365号 5 頁。
- (38) 2002年 7月22日理事会および欧州議会決定・EC 官報2002年 L242号 1 頁。
- (39) 同 8 条。
- (40) 委員会告示「水平的協定に対する81条の適用に関するガイドライン」EC 官報2001年 C 3 号 2 頁。
- (41) Nick Hanley & Clive L. Spash “Cost-Benefit Analysis and the Environment”（1993年）。本書では、例として、窒素による土壤汚染を防止することにより、魚類の死滅を招く水質の富栄養化を防止すること、汚染された飲料水を原因とする消費健康被害を防止することが経済的利益であるとしている。
- (42) Hans Vedder “Competition Law and Environmental Protection in

- Europe ; Towards Sustainability?" 429から431頁 (2003年)。
- (43) Etablissements Consten S.a.R.L and Grundig-Verkaufs-GMBH 対委員会事件・1966年ヨーロッパ裁判所判例集299頁・348頁部分、上記81条3項ガイドライン para50。
- (44) 審決集44巻635頁、判例時報1629号70頁、判例タイムス959号115頁。
- (45) 最高裁判所刑事判例集38巻4号1287頁。
- (46) 本論文執筆中、柳武史氏が同様の課題について論文を執筆していると柳氏からお聞きした。念のため申し上げておくと、柳氏の論文と拙稿は互いに独立したものである。アメリカにおける同種の議論については、同「反トラスト法における反競争的行為の正当化」一橋法学10巻2号553頁参照。